

船舶インシデント調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成28年12月11日 16時45分ごろ
発生場所	愛知県美浜町野間埼北北西方沖 野間埼灯台から真方位334° 1.4海里付近 (概位 北緯34° 46.7′ 東経136° 49.9′)
インシデントの概要	プレジャーボートサンシーカーは、北進中、のり養殖施設に進入して絡索し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年1月4日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート サンシーカー、9.1トン
船舶番号、船舶所有者等	232-29578愛知、株式会社山口組
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約8.5m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、愛知県常滑市<small>とこなめ</small>所在のマリーナに向け、野間埼北北西方沖を約15ノットの対地速力で北進中、船長が船首方の波に注意を向けていたところ、突然停止し、運航不能となった。</p> <p>船長は、のり養殖施設に進入して絡索したことが分かり、海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>船長及び同乗者5人は、来援した海上保安庁のヘリコプターにより救助された。</p> <p>本船は、巡視艇及び漁船に引き出された後、マリーナにえい航された。</p> <p>船長は、野間埼北北西方沖にのり養殖施設があることを知っていたものの、のり養殖施設のブイ及び旗ざおが波間に見え隠れしており、これらに気付かなかつたのではないかと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、野間埼北北西方沖を北進中、のり養殖施設のブイ及び旗ざおが波間に見え隠れする状況下、船長が、船首方の波に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、のり養殖施設に向けて航行していることに気付かず、同施設に進入して絡索し、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、野間埼北北西方沖を北進中、のり養殖施設のブイ及び旗ざおが波間に見え隠れする状況下、船長が、船首方

	<p>の波に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったため、のり養殖施設に向けて航行していることに気付かず、同施設に進入して絡索したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ のり養殖施設の設置状況が確認しにくい場合には、同施設に接近しないこと。